

令和7年7月

小規模企業共済 ご契約者 各位

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

小規模企業共済の適正な運営と加入資格を有しない方による利用の防止を目的として、令和6年10月～11月に、弊機構から『小規模企業共済に関する加入時における資格要件の再確認』をお送りさせていただいたところですが、この加入時の資格要件の内容について、より丁寧に説明いたしたく、この度、改めて案内書類をお送りさせていただいております。

別紙「小規模企業共済の資格要件について」に、具体的な事例をあげて加入資格について詳しく記載しておりますので、皆様のご加入（通算）時の状況と照らし合わせていただき、「ご加入時の加入資格の有無」についてご確認ください。大変お手数ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご加入時に加入資格があったとご判断された場合はご連絡いただく必要はございません。

行き違いで既にご回答いただいている場合はご容赦ください。ご加入時に加入資格があった旨のご回答をいただいている場合は、本案内書類によりご確認ください。必要はございません。

小規模企業共済お問い合わせフォーム



〔問い合わせ先〕

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

共済相談室 050-5541-7171

（平日 9:00～17:00）

(参考) 弊機構からお送りした『小規模企業共済に関する加入時における
資格要件の再確認』のはがき(抜粋)

※本案内書類は、以下のはがきに対する返信(Web フォームでの回答を含む)
を令和7年3月末時点でいただいていない方にお送りしております。

小規模企業共済 ご契約者 各位

小規模企業共済に関する加入時における 資格要件の再確認ご協力をお願い

時下 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

中小企業基盤整備機構は、小規模企業共済の適正な
運営と加入資格を有しない方による利用の防止を目的と
して、この度、標記の確認をご加入されているご契約者の
皆様に実施いたします。

皆様に資格要件の再確認をさせていただきますので、
右記の二次元コードにてWebフォームよりご回答または
返信はがきのマークシートを塗りつぶしの上、切り離して
投函くださいますようお願い申し上げます。

よくあるご質問

本件に関するご不明な点については、
「よくあるご質問」をご覧ください。右記二次元コード
またはURLから、アクセスいただけます。



https://kyosai-web.smrj.go.jp/topics/faq_s_kanyushikaku.html

なお、本資格要件の再確認は、上記の目的のため小規模企業共済法施行規
則(昭和40年通商産業省令第50号)第24条の2(※)に基づき実施するもので
ございます。お手数をおかけいたしますが、ご契約者の皆様のご理解とご協力
を賜りますようお願いいたします。

なお、本確認で収集した情報は、上記の目的以外に使用しません。また、ご回答
いただいたはがきについては、確認作業後、適切な方法で処分いたします。

※小規模企業共済法施行規則第24条の2:機構は、共済契約に関して必要があると
認めるときは、共済契約者に対し、必要な報告を求めることができる。
※※過去に加入資格について中小機構へお問い合わせいただき、有資格者と確認さ
れた方も対象としております。

小規模企業共済に関する加入時における 資格要件の再確認

ご加入(通算)時に、下記に該当していなかったことをご確認の上、

○部を黒くはっきり塗りつぶしてください。

※塗りつぶし以外は何も記入しないでください(読み取れなくなる場合があります)。

下記①～⑨のいずれにも該当していなかった
(ご加入時に加入資格があった)ことを確認しました。



1つでも該当がある場合は、塗りつぶしをせず、そのまま投函ください。
またその場合、回答期限後にご連絡させていただくことがございます。

- ① アパート経営等の事業を兼業している給与所得者、サラリーマンである。
- ② 協同組合、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人、NPO法人(特定非営利活動法人)等の直接営利を目的としない法人の役員である。
- ③ 加入(通算)した地位(個人事業主・役員)以外に、加入資格のない事業や役員を兼務している。
- ④ 生命保険外務員である。
- ⑤ 学業を本業とする全日制高校生等である。
- ⑥ (ご加入(通算)時の地位が会社等の役員の方のみご確認ください。)
登記事項証明書に役員として未登記である。
- ⑦ (ご加入(通算)年月が平成6年4月以降で、ご加入時の地位が個人事業主の方のみご確認ください。)
配偶者等の事業専従者である。
- ⑧ (ご加入(通算)年月が平成23年1月以降の方のみご確認ください。)
「中小企業退職金共済制度」「建設業退職金共済制度」
「清酒製造業退職金共済制度」「林業退職金共済制度」
の被共済者である。

(注意事項) 塗りつぶし以外のコメント等への個別のご対応・ご回答はできませんので、ご不明な点などございましたら、右側の二次元コードから「よくあるご質問」ページをご確認いただくか、共済相談室(050-5541-7171/平日9:00～17:00)にお問い合わせください。

(別紙)

小規模企業共済の資格要件について

- ・ 昨年 10～11 月にお送りしました『小規模企業共済に関する加入時における資格要件の再確認』に記載しました「加入資格のない例」について、次ページよりご説明いたします。お手数ではございますが、皆様のご加入（通算）時の状況と照らし合わせていただき、改めて「ご加入（通算）時の加入資格の有無」についてご確認ください。
- ・ ご確認いただいた結果、ご加入時に明らかに「加入資格がなかった」とご判断される場合は、弊機構の小規模企業共済お問い合わせフォーム（同封のご案内書類の 2 次元コードからお進み頂けます。）または共済相談室（050-5541-7171）までご連絡ください。ご加入時の状況を改めて確認させていただきます。（加入資格があったとご判断される場合はご連絡の必要はございません。）
- ・ ご連絡をいただき、改めて確認させていただいた結果、加入資格がなかったことが確認できた場合は、契約が成立していなかったとの取扱いをさせていただきます、掛金を全額ご返還いたします。
- ・ また、掛金納付月数の通算手続き（※）をされた方は、最初のご加入時ではなく、当該通算手続きをされた時（通算手続きを複数回されている場合は最後の手続きをされた時）の状況についてご確認ください。
※通算手続き…共済事由が発生した後、共済金の請求を行わずに、新たに加入要件を満たす小規模企業者となった場合、または、配偶者または子に事業を全部譲渡し、新たに当該譲受人が加入要件を満たす小規模企業者となった場合に、掛金納付月数を通算して、共済契約を継続または承継する手続きをいいます。
- ・ なお、ご不明な点がある方やご質問がある方についても弊機構共済相談室までお問い合わせください。

加入資格のない例①

他の事業を兼業している給与所得者、サラリーマンであった。

- ・ 給与所得者とは、法人または個人事業主と常時雇用契約がある方（正社員）を指します。
- ・ パート、アルバイト等により固定給ではない給与所得を得ていた方は給与所得者に含まれません。

加入資格があるケース

- 事業をしながら、パートやアルバイトで時給や日給制の給与所得を得ていた（例：農業従事者が期間限定で農閑期に別の仕事により収入を得ていた、弁護士業をする個人事業主が大学で行う講義の対価として報酬を得ていた。）。
- 加入後に給与所得者になっているが、事業は継続している（＝個人事業主であれば廃業届を提出していない、会社等の役員であれば退任や会社解散をしていない。）。

加入資格のない例②

協同組合、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人、NPO法人（特定非営利活動法人）等の直接営利を目的としない法人の役員の地位で加入（通算）した。

- ・ 上記法人の役員の地位での加入はできません。
- ・ 上記法人の役員以外にも地位がある場合については、次項「加入資格のない例③」をご覧ください。

加入資格があるケース

- 加入後に、上記法人の役員に就任している（例：個人医院の事業主として加入し、当該個人事業を廃業せずに、医療法人の理事長にも就任した。）。

加入資格のない例③

加入（通算）した地位（個人事業主・役員・共同経営者）以外に、加入資格のない事業や役員を兼務していた。

- ・小規模企業者であるほかに、小規模企業者に該当しない個人事業主または小規模企業者に該当しない会社等の役員を兼ねていて、それを主たる事業としている場合は、加入資格がありません。

加入資格があるケース

- 小規模企業者であるほかに、小規模企業者に該当しない個人事業主または小規模企業者に該当しない会社等の役員を兼ねていたが、それを主たる事業としていない（主たる事業が小規模企業者である。）。
 - 加入した事業は継続しているが、加入後に小規模企業者に該当しない個人事業主または小規模企業者に該当しない会社等の役員を兼ねることとなった。
-

加入資格のない例④

生命保険外務員であった。

- ・保険会社やその代理店に雇用されている場合は加入資格がありません。

加入資格があるケース

- 自ら保険の代理店を営んでいた。
- 委託型募集人であった時に加入した。

※委託型募集人…保険代理店と委託関係を結び保険販売を行っていた者。
現在ではこの形態による保険販売は行われていません。

加入資格のない例⑤

学業を本業とする全日制高校生等であった。
※小学生や中学生も同様に加入資格がありません。

加入資格があるケース

○事業を営みながら、定時制高校や大学に通っていた。

加入資格のない例⑥

登記事項証明書に役員として未登記であった。
※ご加入（通算）時の地位が会社等の役員の方

- ・ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）において、ご加入時に役員として登記されていたかをご確認ください。
- ・ 常勤役員か非常勤役員かは問いません。いずれの場合でも、ご加入時に登記されていないと原則として加入資格がありません。
- ・ 個人事業主または共同経営者の地位でご加入されている方は、この資格要件は関係ございません。

加入資格があるケース

- 役員として登記されていたが、現在はその役員を退任している。
- ※加入資格はありますが、「役員の退任」事由が発生しておりますので、
共済金等請求または掛金納付月数の通算手続きが必要です。
- 役員として登記はされていないが、定款や総会の議事録に役員である旨の記載があった。
- ※現在の加入手続きでは、必ず履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）
で役員登記されていることを確認させていただいております。

加入資格のない例⑦

＜ご加入（通算）年月が平成6年4月以降で、ご加入時の地位が
個人事業主の方＞

配偶者等の事業専従者であって、個人事業ではなかった。

- ・ 事業専従者とは、事業者と生計を一にし、かつ、専らその事業者の経営する事業に従事している配偶者その他の親族を指します。
- ・ 事業専従者が、平成6年4月以降に、個人事業主の地位で加入している場合、加入資格がありません。
- ・ ご加入（通算）年月が平成6年3月以前の方は、この資格要件は関係ございません。
- ・ 会社等役員または共同経営者の地位でご加入されている方は、この資格要件は関係ございません。

加入資格があるケース

○平成6年3月以前に、事業専従者が個人事業主の地位で加入した。

○平成23年1月以降、事業専従者が共同経営者の地位で加入した。

加入資格のない例⑧

＜ご加入（通算）年月が平成23年1月以降の方＞

「中小企業退職金共済制度」「建設業退職金共済制度」「清酒製造業退職金共済制度」「林業退職金共済制度」の被共済者であった。

- ・ 上記4つの退職金共済制度の被共済者は「従業員」であるため、小規模企業者のための制度である小規模企業共済には、平成23年1月以降は加入できなくなりました。
- ・ ご加入（通算）年月が平成22年12月以前の方は、この資格要件は関係ございません。

加入資格があるケース

○上記4つの退職金共済制度の被共済者であったが、平成22年12月以前の加入であった。

○上記4つの退職金共済制度の「契約者」（＝事業者）であった。

加入資格のない例⑨

常時使用する従業員の数が法律（小規模企業共済法）で定める数を
超えていた。

- ・ 小規模企業者でなければ小規模企業共済契約を締結できないため、加入時点で、業種毎に下記記載の「常時使用する従業員の数」を超えている場合は、加入資格がありません。
 - 建設業、製造業、運輸業、不動産業、農業、サービス業（宿泊業、娯楽業に限る。）などを営む場合：20人以下
 - 商業（卸売業、小売業）、サービス業（宿泊業、娯楽業を除く。）を営む場合：5人以下
- ・ 「常時使用する従業員」とは、個人事業者または会社との間に雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常用である旨が示されている者（正社員）をいいます。したがって、以下の方々は含まれません。
 - 臨時に期間を定めて雇入れられる者、試用期間中の者、派遣社員、契約社員、事業主、法人の役員、共同経営者（2人まで）、家族従業員
- ・ 「常時使用する従業員の数」が20人以下または5人以下とは、事業の常態としての従業員規模が20人以下または5人以下のことを指しており、短期間この制限を超える場合があっても、事業の規模その他から見て20人または5人を超える状態が一時的である場合は、加入資格があります。
- ・ 共済契約者またはその属する会社が、共済契約締結後、常時使用する従業員の数が増えて、小規模企業者でなくなっても、共済契約はそのまま継続することができます。

加入資格があるケース

- パートやアルバイト等を除けば、20人以下または5人以下であった。
- 加入後に「常時使用する従業員の数」が20人または5人を超えた。
